

令和 5 年 4 月 北九州市議会臨時会議案

議案番号	件名	ページ
議案第 75号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	1
議案第 76号	令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算の専決処分の報告について	12
議案第 77号	令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算について	別冊

議案第 75 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

北九州市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分した。

令和 5 年 4 月 26 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第 1 号

専決処分書

地方税法の一部改正に伴い、北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第23号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

付則第9条の2第3項中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第20条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項」に改める。

付則第28条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「のガソリン軽自動

車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第66条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

付則第28条第7項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第66条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

付則第28条第8項を同条第4項とする。

付則第29条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 改正後の付則第28条及び第29条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

新	旧
<p>付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第2号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

新	旧
<p>12 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>12 法附則第15条第26項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>13 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>15 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>16 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>18 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>18 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>19 略 (読替規定)</p>	<p>19 略 (読替規定)</p>
<p>第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経</p>	<p>第20条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経</p>

新	旧															
<p>過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="379 1169 440 2085"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="721 1169 782 2085"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	<p>過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="379 161 440 1077"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="721 161 782 1077"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1117 161 1391 1077"> <tr> <td rowspan="5">第66条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（</p>	略	略	第66条第2号ア	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
略																
略																
略																
略																
第66条第2号ア	3,900円	2,000円														
	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														

新

旧

前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度

新

3. 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

4. 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第29条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車

旧

分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7. 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8. 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第29条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車

新	旧
<p>法附則第30条の2第1項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>法附則第30条の2第1項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p>

議案第76号

令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算の専決処分の報告について

令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算について、次のとおり専決処分した。

令和5年4月26日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 子育て世帯生活支援特別給付金事業を処理するため令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算を定めるに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

子育て世帯生活支援特別給付金事業を処理するため令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算を定めるに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月5日

北九州市長 武内和久

令和5年度北九州市一般会計補正暫定予算（第1号）

令和5年度北九州市の一般会計の補正暫定予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算の補正）

- 第1条 歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540,000千円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ193,269,000千円とする。
- 2 歳入歳出暫定予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出暫定予算の金額は、「第1表歳入歳出暫定予算補正」による。

第1表 歳入歳出暫定予算補正

(単位：千円)

歳	入	款	項	補正前の額	補正額	計
18	国庫支出金			33,524,758	1,540,000	35,064,758
			2 国庫補助金	7,892,414	1,540,000	9,432,414
歳	入	合	計	191,729,000	1,540,000	193,269,000

(単位：千円)

歳	出	款	項	補正前の額	補正額	計
		4 子ども家庭費		21,595,303	1,540,000	23,135,303
			2 子ども家庭費	19,966,964	1,540,000	21,506,964
歳	出	合	計	191,729,000	1,540,000	193,269,000

参 考

北九州市一般会計補正暫定予算（第1号）に関する説明書

令和5年度北九州市一般会計歳入歳出補正暫定予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金	33,524,758	1,540,000	35,064,758
歳入 合計	191,729,000	1,540,000	193,269,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特 定 財 源	財 債	一 般 財 源
4 子ども家庭費	21,595,303	1,540,000	23,135,303	国県支出金 1,540,000	地 方 債	そ の 他
歳 出 合 計	191,729,000	1,540,000	193,269,000	1,540,000		

2 歳 入

18 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
3 子ども家庭費国庫補助金	1,314,890	1,540,000	2,854,890	1 子ども家庭費補助金	1,540,000	○子育て世帯生活支援特別給付金事業費 基本額	1,540,000 1,540,000
計	7,892,414	1,540,000	9,432,414				

3 歳 出

4 歳子ども家庭費

2 項子ども家庭費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		説明
				特定	財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
2 子ども家庭支 援費	15,269,171	1,540,000	16,809,171	1,540,000			10 需用費 11 役員費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費 18 負担金補助 及び交付金	子ども家庭の支援に要する経費 ○子育て世帯生活支援特別給付金事業経費 1,540,000	
計	19,966,964	1,540,000	21,506,964	1,540,000					

地方自治法（抜粋）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略